

あなたの**家づくり** 応援します!!

- 段差をなくしたい…
- 冬に快適な家になりたい…

- 下水道につなぎたい…
- 台所を新しくしたい…

- 家族構成に合わせて新築したい…
- 結婚して新居を構えたい…
- 子どもの部屋を増築したい…

- バリアフリー対応の家になりたい…
- 地震が起きても安心な家になりたい…



住宅は、家屋の老朽化や下水道の整備、家族構成の変化などによる住まい方の見直しに伴い、住宅の新築やリフォームを行う機会が訪れます。

こうした住宅の新築やリフォームにあたり、本市では地域産業や地域経済の活性化のため、酒田産木材の活用を促進しています。

また、安全安心な住まいづくりのため、木造住宅の耐震化や空き家の解体に対する支援を行っています。

酒 田 市

酒田市住宅支援制度一覧

令和7年度事業

工事に着手する前に申し込んでください。各二次元コードを読み取ると、酒田市ホームページで各事業の内容を詳しくご覧になることができます。

補助金	
<p>① 新築 木材 移住 新婚 新築住宅建設支援 相談窓口：建築課確認審査係 TEL：0234-26-5749</p>	<p>市内施工業者の施工により酒田産木材を一定量使用する住宅を新築する方に支援します。 ⇒補助額 30万円 ※軸組工事開始前までに申し込んで下さい。 ◆新婚・子育て・庄内地域外からの移住世帯の場合、10万円割増。 ◆防火地域及び準防火地域内に建設する場合、20万円割増。</p> 
<p>② 空き家 安全 空き家の解体支援 相談窓口：建築課確認審査係 TEL：0234-26-5749</p>	<p>昭和56年以前に建築され、3年以上空き家となっている住宅を解体する方に支援します。 ⇒補助額 対象工事費の2分の1以内で限度額20万円 ◆防火地域・準防火地域の場合、限度額40万円</p> 
<p>③ リフォーム 木材 移住 新婚 住宅リフォーム総合支援 相談窓口：建築課確認審査係 TEL：0234-26-5749</p>	<p>住宅の質の向上を図るリフォーム工事（寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、克雪化、酒田産木材使用）を行う方に支援します。 ⇒補助額 工事費の2割、限度額24万円 ◆酒田産木材使用の場合、限度額の引き上げあり。 ◆県外からの移住・新婚・子育て世帯の場合、補助率および限度額の引き上げあり。</p> 
<p>④ 安全 やさしい生活支援 相談窓口：高齢者支援課高齢者支援係 TEL：0234-26-5780</p>	<p>高齢者の方が快適で安全な在宅生活を送ることができるよう、手すりの設置に必要な費用の一部を支援します。 対象者：65歳以上の高齢者のみで構成された世帯で、かつ世帯全員が要介護認定を受けていない方 ①前年度の市民税が非課税の方 ⇒補助額 設置費用の2分の1、限度額は1回あたり8万円まで（一生涯15万円まで） ②前年度の市民税が課税されている方 ⇒補助額 設置費用の4分の1、限度額は1回あたり8万円まで（一生涯15万円まで）</p> 
<p>⑤ 安全 木造住宅耐震改修支援 相談窓口：建築課確認審査係 TEL：0234-26-5749</p>	<p>木造住宅の耐震改修工事、防災ベッド等設置工事費用の一部を支援します。 ⇒補助額 耐震改修工事費の2分の1以内で、評点を1.0以上とする工事は限度額80万円 ⇒補助額 耐震改修工事費の2分の1以内で、評点を0.7以上とする工事又は部分改修工事（居室等1室の強度を必要強度の1.5倍とする工事、1階のみ評点を1.0以上とする工事、屋根・2階以上等の重量を軽減する工事）は限度額30万円 ⇒補助額 防災ベッド・耐震シェルター設置工事費の8割以内、限度額30万円</p> 
<p>⑥ 安全 危険ブロック塀等撤去支援 相談窓口：建築課確認審査係 TEL：0234-26-5749</p>	<p>道路及び避難地に面したブロック塀等で、地震による倒壊の危険性が高いと判定されたブロック塀等の撤去処分費用を支援します。 ⇒補助額 撤去処分費用の3分の2以内またはブロック塀等の見付面積×6千円/㎡のいずれか少ない額で限度額15万円</p> 
<p>⑦ 移住 空き家 リフォーム 移住定住者住宅支援費補助 相談窓口：市長公室移住定住・関係人口係 TEL：0234-26-5768</p>	<p>庄内地域外からの移住者の方に支援します。 ①中古住宅または空き家を購入し居住する場合、また購入に合わせて改修や片付け等を行う場合 ⇒補助額 購入費用1割以内で限度額25万円、改修等の費用の1割以内で限度額20万円 ②借りる空き家の改修や片付け等を行い居住する場合 ⇒補助額 改修等の費用の2分の1以内、限度額25万円 ◆中学生以下の子どもと生計を同一にする場合、限度額がそれぞれ2倍に引き上げ。</p> 
<p>⑧ 新婚 新築 リフォーム 結婚新生活支援事業費補助 相談窓口：共生社会課公益活動推進係 TEL：0234-26-5612</p>	<p>新婚世帯に対し、結婚を機に居住した住宅の取得・賃借費用、リフォーム工事費用、引越費用を支援します。 ⇒補助額 住宅取得・賃借費用、リフォーム工事費用、引越費用の合計額、限度額は、夫婦とも29歳以下の場合60万円、39歳以下の場合30万円 ◆世帯の所得は500万円未満。</p> 
融資あっせん	
<p>⑨ リフォーム 水洗便所等改造資金融資 あっせん・利子補給 相談窓口：上下水道お客さまセンター TEL：0234-22-1811</p>	<p>水洗化の普及のために水洗便所等改造資金に対し融資あっせん及び利子補給を行います。 ①公共下水道ますに接続する工事 ②くみ取り便所を改造する工事（便器の設置、設備・内装工事） ⇒最高150万円、返済期限5年以内 ⇒利子補給／供用開始から2年以内に工事完成…全額、3年以内に工事完成…半額</p> 
その他	
<p>⑩ 安全 木造住宅耐震診断士派遣 相談窓口：建築課確認審査係 TEL：0234-26-5749</p>	<p>木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う費用の一部を支援します。 ⇒自己負担1万5千円（図面がない場合1万9千円） ⇒対象住宅 平成12年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅（2階以下、500㎡以内）</p> 
<p>⑪ 新築 太陽光発電・蓄電池設置支援 相談窓口：建築課確認審査係 TEL：0234-26-5749</p>	<p>新築住宅等へ太陽光発電設備と蓄電池をSAKATAeチャージ7・5（オンサイトPPA方式※により設置するプラン）で導入する建築主に対し、サービス料の初年度分（上限24万円）を還元します。（提供会社により、サービス料支払い期間さらに1年短縮） ※電力購入契約（PPA）を伴う第三者所有形式のサービスで設備の設置・所有・保守をサービス業者が行い、そこで発電した電気を使用することができるもので、対価として毎月固定のサービス料を支払うもの。 ◆申し込み先：東北電力ソーラーeチャージ株式会社と提携している市内の住宅施工会社 ◆受付期間：令和9年3月31日まで</p> 